社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」と総称する。)の独立性判断基準を以下のとおり定めます。社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

- 1. 当社グループを主要な取引先(注)1.とする者またはその業務執行者(注)2.
- 2. 当社グループの主要な取引先(注)3.またはその業務執行者
- 3. 当社グループから役員報酬以外に多額(注).4 の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- 4. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- 5. 当社の主要株主(注)5.またはその業務執行者
- 6. 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- 7. 当社または連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
- 8. 過去3年以内において、上記1から7までのいずれかに該当していた者
- 9. 上記 1 から 7 までのいずれかに該当する者が重要な者(注) 6. である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- 10. その他、一般株主との利益相反が生じる恐れがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと 合理的に判断される事情を有している者
 - (注) 1.「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高の 2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
 - 2.「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに 準じる者及び使用人をいう。
 - 3.「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の連結年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近事業年度末において当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
 - 4. 「多額」とは、年間 10,000 千円以上をいう。
 - 5.「主要株主」とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権 ベースで10%以上保有する株主をいう。
 - 6.「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び 部長職以上の上級管理職にある使用人をいう。